

## 第 49 回滋賀県景観審議会の会議概要

掲載日:2006 年 9 月 25 日

自然環境保全課 景観・自然環境企画担当

### 日時:

平成 18 年 3 月 30 日(木曜日)  
午前 10 時～11 時 30 分まで

### 場所:

大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁本館 4A 会議室

### 議題:

景観に関するマスタープランの策定について(諮問)

### 出席者:

10 名中 8 名出席

木村(敏)委員 木村(至)委員 小浦委員 中野委員 濱崎委員 福山委員 村方委員 山本委員

### 欠席者:

澤委員 宮城委員

## 議題 景観に関するマスタープランの策定について(諮問)

### 事務局:

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。ただいまから「第 49 回滋賀県景観審議会」を開催させていただきます。

開会に当たりまして、琵琶湖環境部自然環境保全課長 角倉一郎がご挨拶申し上げます。

### 課長:

(あいさつ)

### 事務局:

それでは、議事に入ります前に、当審議会の成立について確認させていただきます。

本日の審議会の定足数ですが、委員 10 名中 8 名のご出席をいただいております。「ふるさと滋賀の

風景を守り育てる条例」施行規則第 18 条第 3 項の規定により、本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。

本日の進行ですが、会議次第にありますように、平成 17 年 8 月 11 日に開催しました第 48 回景観審議会において諮問いたしました「滋賀県景観マスタープラン(仮称)について」の答申案についてご審議いただきたいと思います。

また、本件につきましては滋賀県都市計画審議会にも同時に諮問させていただいておりますが、都市計画審議会の開催につきましては、4 月以後の開催となっておりますのでご報告させていただきます。その他報告事項としましてふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の所管部局の変更について報告させていただきますと思います。

それでは、以後の議事進行につきましては、会長に議長をお願いしたいと思います。それでは会長よろしくお願いします。

会長：

それでは審議に入ります。まず、知事より諮問されております滋賀県景観マスタープラン(仮称)については、景観審議会専門部会と滋賀県都市計画審議会専門委員会との合同専門委員会においてご審議していただきました。

中野部会長をはじめ専門委員の皆様には大変御苦労をいただきました。答申案をまとめていただいたということですので、その内容について部会長より報告をお願いします。

部会長：

それでは第 48 回の滋賀県景観審議会において諮問されておりました「滋賀県景観マスタープラン(仮称)の策定」について、都市計画審議会の専門委員会と景観審議会専門部会との合同専門委員会で審議し、まとまりました答申案について説明いたします。

まず資料 1 の 54 ページに合同専門委員会の委員が紹介されています。このメンバーで計 5 回の審議を行いました。最初は 2、3 回の予定でしたが毎回熱心に議論がなされ、毎回良くなっていくものから回を重ねました。

まず標題ですが、最初の諮問時には「滋賀県景観マスタープラン(仮称)」という名称になっておりましたが、風景条例を踏まえてやっていくということで「風景」という言葉を大切にしたいという合同専門委員会での意見と、これからは県民が主役となった風景づくりの取組が必要ということで「湖国風景づくり宣言」という名称にしたいと思います。

それから、宣言と言うからには県民、市町、県みんなが宣言していくこととなりますが、副題にマスタープランを出したのですが、マスタープランを踏まえて県民が宣言をするという、県民の主体的な形にまとめようということになりました。湖国風景づくり宣言の目的については、景観法ができて、市町が景観行政団体となり風景づくりを積極的に進められる制度が整えられましたので、専門委員会としては基礎的自治体である市町が主体的に風景づくりの取組を進めるべきであると考えます。

しかし、滋賀県は琵琶湖や田園、山々など県全域が一つのまとまりのある風景が形成されていま

すので、それをひろがりの風景とし、またそのまわりを多くの河川や歴史街道、沿道が取り囲んでいますので、それをつながりの風景ととらえて、この滋賀県を特徴付ける「ひろがりをつながりの風景」を県が中心に市町と協力しながら守り育てる必要があります。このことにより、風景づくり宣言の目的を、5ページにありますように、「ひろがりをつながりのある湖国ならではの風景を守り育てるための基本的な方向を示す。」ということと「地域の特色ある風景づくりを推進すると共に、市町間で調和の取れた風景づくりの基本的な方向性を示す。」とします。では1章までを事務局で説明してもらいます。

事務局:

(宣言、1章を事務局で朗読)

部会長:

次に第2章湖国の風景特性についてです。目的で説明したとおり「ひろがりをつながりの風景」は他府県にはない大きな特徴であるとともに、県内には地域らしさのある風景も数多くありますのでこの観点から1.ひろがりの風景、2.つながりの風景、3.地域らしさの風景の3点で整理いたしました。出来るだけ写真等を活用しビジュアルに整理することを基本にしました。

では2章を事務局で説明してもらいます。

事務局:

(第2章朗読)

部会長:

次に第3章風景づくりの理念と基本目標についてです。「理念」としては、滋賀県は環境熱心県ということから、環境の視点を含め「自然と人間がともに輝く、湖国の風景を守り育て、次代に引き継ぎます」としています。

「基本目標」では現況の風景特性毎に「ひろがりの風景づくり」「つながりの風景づくり」「地域らしさの風景づくり」で整理すると共に、それを支え、実践する「人づくり」は重要ですので「風景を守り育てる人づくり」を基本目標として掲げています。では3章を事務局で説明してもらいます。

事務局:

(第3章朗読)

部会長:

では第4章の風景づくりの主体と役割についてです。ここでは3章で掲げた基本目標の実現に向けての役割分担を「県民」「市町」「県」の3者の役割を記載しました。特に県民の役割の中には一人一人が風景づくりを進める主役である旨明示すると共に、事業者や土地所有者等、NPOも県民に含めた形でそれぞれを明示しております。

次に第5章です。湖国風景づくり宣言の実現に向けてということですが、ここでは宣言の実現に向けての方策を記載しています。県は風景条例を改正し、風景条例と景観法の強みを最大限に活かし

た取組を進めることを記載しています。その他5点ほど明記しています。なお議論の過程でここに含めたいけれども分かりやすくするために載せられなかったものについては後ろに参考資料として付けております。では4章、5章を事務局で説明してもらいます。

事務局:

(第4章、第5章朗読、参考資料説明)

部会長:

基本的にこの宣言は広域的な観点からの方向性を示すことにより滋賀らしい風景を守っていこうというもので、きめ細かな規制などについては各景観行政団体である市町が景観計画の中で策定するものと考えています。

次に、資料2により専門委員会としてパブリックコメントを実施しましたのでその結果を報告します。平成18年2月10日から3月9日までの1ヶ月間行い、6名の方から9件の意見がありました。内容としては反対の意見はなく、文言などについての提案でしたので、3箇所ほど修文しています。詳細を事務局より報告します。

事務局:

(パブリックコメント、シンポジウムの結果報告)

部会長:

以上で合同専門委員会でもとめました(仮称)湖国風景づくり宣言(案)の報告を終わります。

会長:

ありがとうございました。ただ今部会長と事務局から報告いただきましたが、ただ今の報告についてご質問はございますでしょうか。

委員:

専門部会に入って検討をしてきました。風景をどうとらえるかについていろんな議論がありました。この宣言の位置づけ、主体は誰かということについては、「県民」がという主語が大事だということでした。県民が自分たちの風景を今後どうしていくかについて共有するものとして作っていきたいと考えました。

県民が具体的に共有する考え方であり、それを実践していくに当たってこういうことを考えていきたいというプランが後ろに書いてあるという理解です。第4章がそれを具体的に記載した部分です。景観法をいかに使い、滋賀県が風景条例を生かして、継続的な取組が今後いかにできるかが大きな議論のポイントでした。

今地域で持っている資源を地域が共有することもですが、それを外の人に発信していくという形で、配慮してもらうにしても、「滋賀県にとって大事なもの、みんなが大事にしているものだから他の人も大事にしてください」、ということ伝えていくという次のステップがこのマスタープランの意義になってくる

のではないかと考えています。合法的に作られたものが風景を壊していることがずっと起こってきていることで、そういうことに対しては、そこにいる人達がどう発信力を持って、どう共有して伝えていか、その部分は、単にこれを決めたからできるというわけではなく、継続的な取組が必要で、それはプランの中では書きにくいことでしたが、そういうことがこれから大事になると思います。それから、美しい部分が前面に出ていますが、それを支える日常的な部分をどう読み込んで景観計画や風景条例に生かしていくかということが大事なポイントとしてここに提案されていると見ていただければと思います。

部会長：

写真の選択について、なるべく人のかかわりが分かるようにと思いましたが、なかなか適当な写真が見つからず、肖像権の問題もあり、結果的にはあまり入っていません。地図を入れて、つながりを良く表すことができたのではないかと考えています。

会長：

参考資料は充実しています。本文の助けになります。

部会長：

第2章の河川や街道などの地図を入れてもらって良くなったと思います。

会長：

これだけ写真を集めるのは大変だったと思います。

事務局：

少し写真のタイトルなど間違っている部分がありますので、事務局で直させていただきます。

会長：

そうですね、高島市の畑の棚田の写真がそうですね。

委員：

参考資料の琵琶湖博物館の写真で、「所蔵」と「収蔵」と2つの表現がありますが、統一したほうがよいと思います。

委員：

14ページの右下の写真は「石部」ではなく「愛知川」の誤りですし、写っている洋館は今ではもうありませんので、この写真は使わないほうがよいと思います。

委員：

分かりやすくよいと思います。細かいことですが、20ページで文章が1行抜けているところがあります。

委員：

第5章の文字のポイントが他と比べて小さいので弱い感じがするので、最後の章ですので強く、ポイ

ントを大きく、他と合わせた方がよいと思います。

部会長：

18 ページの最初のところで「風景を」は「風景が」が正しいと思います。

委員：

同じく 18 ページで「うるおいと憩い」とありますが、「うるおいとやすらぎ」という表現が他に 2 箇所出てきます。ここはわざわざ意味があって変えておられるならよいですが、そうでないなら統一されてはどうかと思います。

会長：

宿場が出てきますが、宿場には「旧」を付ける必要があります。今はありませんので。街道もです。

委員：

34 ページの天井川の写真は旧甲西町だと思いますが、地図上の矢印の位置が草津になっていると思います。

部会長：

作っている時にも、もう無くなっているものがあったりしました。

会長：

本当に見事にまとめていただきました。

部会長：

最初にまとめたときはパンフレットみたいだと言われたりしました。

委員：

22 ページのいとなみの風景のところ、身近に見られるいとなみの風景ということで「かわと」「かばた」の写真が入っていても良かったかなと思います。

部会長：

撮りにいったものではないので、探して見つかったものを載せました。いとなみのところですので全部人の入ったものにしました。

会長：

風景条例ではひろがり、つながりの風景という文言は出てきますか。

事務局：

風景条例では出てきません。

会長：

新しい特徴的な二つの言葉で表すのは良いと思います。委員の話にありましたが、主役は県民であ

り、市町と県との3点セットですが、この宣言を多くの県民の皆さんにどういう形で知っていただいて自分たちがそういう目で周辺の風景を見、自分たちのこととして日常の中で考えてもらえるように情報発信していくことを考えていただくのは大事なことだと思います。

すばらしい宣言案だと思いますので、フォローが今後重要になると思いますので、事務局でよろしくお願ひしたいと思います。ご意見いただいた修正は事務局で作業をよろしくお願ひします。修正後は、また審議会を開くということはず、私に一任いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員:

異議なし

会長:

ありがとうございます。それでは、この宣言案の内容につきましてご了解いただいたとしてよろしいでしょうか。

委員:

異議なし

会長:

ありがとうございます。それでは次の報告事項として「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の所管部局の変更について」事務局より説明願ひします。

事務局:

風景条例につきましてはこれまで自然環境保全課が所管してきました。平成16年に景観法ができましたが、景観法の所管は国土交通省ということで、県では都市計画課が所管となりました。その関係でこの景観法の活用方策や風景条例の今後のあり方につきましては、風景条例の所管課である自然環境保全課と景観法の所管課である都市計画課の2課で今後の景観行政のあり方などについて相談しながら進めてまいりました。しかし、景観行政の窓口が2課にまたがっていることは県民の目から見ても非常にわかりにくいいため、一元化を図るため庁内で議論してまいりました。

今回「湖国風景づくり宣言」も一段落してまいり、県としても景観法の活用を進めていく必要があることなどから、新年度からは都市計画課において風景条例と景観法の両方を受け持つこととなりました。委員の皆さまには引き続き県の景観行政のご審議をお願ひさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

会長:

自然環境保全課は風景条例については無関係になるのですね。

事務局:

そうです。すべて都市計画課で所管します。

会長：

今後、都市計画審議会とともに知事に答申ということになると思いますが、両審議会とも所管は都市計画課ということになるのですね。

事務局：

そうです。

会長：

所管は変わりますが、我々委員としては引き続きということですので、委員の皆様には今後ともよろしく申し上げます。それでは時間もまいりましたので、これで終了とさせていただきます。

自然環境保全課長：

(あいさつ)

事務局：

なお、本日は来年度から事務局を努めます都市計画課の井町主席参事に出席していただいております。先日の内示で次年度は都市計画課長となる予定ですので、一言ご挨拶を申し上げます。

主席参事

(あいさつ)

事務局：

それではこれで第49回景観審議会を終了します。委員の皆様お疲れさまでした。ありがとうございました。

お問い合わせ先

滋賀県土木交通部 都市計画課 公園緑地・景観担当

電話：077-528-4184 FAX：077-528-4906 E-mail：[HA06@pref.shiga.lg.jp](mailto:HA06@pref.shiga.lg.jp)